

愛知県議会議長
鈴木 孝昌 様

公営条例に関する陳情書

【陳情趣旨】

平成28年6月愛知県議会に第92号議案として「愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」が上程されています。この改正案は、国政選挙における選挙公営に要する経費にかかる限度額が上げられたことに準じ、選挙運動用の自動車の使用並びにポスター及びビラの作成に要する経費にかかる限度額を引き上げる、とするものです。引き上げの理由は国政選挙における公営費が引上げられたからというものです。国の引き上げ理由は平成26年4月に施行された消費税増税(5%から8%に)を踏まえた物価の変動等を考慮する、としています。

しかし、選挙用ポスター作成費に関して申しますと、消費税増税後に行われた平成27年の豊橋市議選においてポスター作成費の請求額は一人平均29万円で現行の上限額557,115円の半額です。また豊川市においても現行上限額52万1590円に対して、請求額は平均28万円でした。「市」におけるポスター作成の公費負担上限額が実勢価格にたいして高すぎるのです。その高すぎる上限額を機械的に2倍して「県」の上限額は設定されています。

愛知県内でも、犬山市では平成19年に条例改正し、ポスター公費負担額の上限を386,780円から200,030円に減額、小牧市では平成21年447,000円から297,000円に減額しております。豊明市、日進市などいずれも市場価格に見合う額に公費負担の上限額を引き下げて、公費削減に努力しております。

愛知県では各選挙区において掲示場数の2倍までのポスター枚数が公費負担されます。この2倍にする理由に選挙期間が長いからとしているようですが、市町村議選期間は7日、県議選期間は10日で3日長くなるだけです。3日長いだけの選挙期間で公費負担額を2倍にする合理的根拠は全くありません。県民の多くが、掲示場数の2倍の枚数までも支出することはムダ遣いだと捉えています。

地方財政法第4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならない。」、地方自治法の要2条14項、税金を使うものは「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とありますが、選挙にたいしても執行機関はこれらの法を遵守すべきです。ムダに公費の支出を増やすようなことがあってはなりません。

県民に過重な増税を負担させ、候補者には不正請求を誘発させるような公営制度を可決するようなことがあってはなりません。

また実際に公費負担の総額と平均単価は選挙ごとに減少しています。ポスター作成費に関して引上げの必要性はありません。(添付資料)

以上の理由から以下の内容を陳情するものです。

【陳情内容】

- 1、 第92号議案「愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」を否決すること。または選挙ポスター作成費のみ公費負担上限額の引き上げを認めないように第92号議案を修正すること。

添付資料： 愛知県議会議員一般選挙でのポスター作成費公費負担請求額の推移
(愛知県選挙管理委員会作成)

平成 28年6月17日

豊橋市議会議員

住所;愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

氏名:寺本 泰之

豊川市議会議員

住所:愛知県豊川市御津町広石広国49番地1

氏名:倉橋 英樹